

大分大学地域連携プラットフォーム推進機構リカレント教育プログラム実施要領

(目的)

第1条 大分大学地域連携プラットフォーム推進機構（以下「機構」という。）は、大分県内の地域及び産業界が求める人材の育成を行い、地域経済の活性化に寄与するとともに、おおい地域連携プラットフォーム加盟の大学、短大等にも新たな学生を呼び込むきっかけとなる学びの好循環を目指すことを目的とする。

(実施)

第2条 機構は、高度人材育成及び地域活性化をオール大分で取り組むためリカレント教育プログラムへの参加者を募集し、これを実施する。

(コース)

第3条 リカレント教育プログラムを円滑に実施するため、次の各号に掲げるコースを置く。

- (1) マイスターコース
- (2) トライアルコース

(受講申請)

第4条 リカレント教育プログラムの受講申請は、別に定める受講申請書によるものとし、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構長（以下「機構長」という。）が別に定める期日までに申請を行わなければならない。

(受講条件)

第5条 リカレント教育プログラムの各コースの受講条件は、次のとおりとする。

- (1) マイスターコース受講者は、大分県に居住又は大分県内の職場に勤務する社会人であること。
- (2) トライアルコース受講者は、大分に関心を持つ社会人であること。
- (3) 機構から、アンケートの提出依頼、リカレント教育プログラムに係わる報告等を求められた場合は、これに応じること。
- (4) 申請者は、各コースのそれぞれの受講費用を別途定められた期日までに納付すること。
- (5) 申請者及び受講者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

- (6) その他、リカレント教育プログラムの受講にあたっては機構長の指示に従うこと。

(受講許可の通知)

第6条 各コースの受講許可は、受講許可通知書（第1号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ及び受講料の返却)

第7条 受講申請し、機構から受講許可を得た場合、受講の取下げ申請があっても一度納付された受講費用は受講前又は受講完了の如何にかかわらず返却しない。

(受講許可の取消し)

第8条 リカレント教育プログラムの受講申請及び受講の実施において不正又は機構からの指示等に従わないなどがあった場合は、受講許可を取り消す場合がある。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、別に機構長が定める。

付 記

この要領は、令和6年8月1日から施行する。